

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 6 年 10 月 29 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

非常放送設備及び校内放送リモコンマイク修繕

2 履行（納品）場所

緑区霧が丘 4-3
霧が丘義務教育学校（前期課程）

3 契約日

令和 6 年 7 月 12 日

4 履行日又は履行期間

令和 6 年 7 月 17 日から令和 6 年 8 月 7 日

5 契約金額

253,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市旭区都岡町 39 番地の 4
妙光電機株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

非常放送設備より、異音や火災発生の放送が誤って一斉放送される状況が発生しましたが、修理不可能であることが判明しました。そのため、急遽非常放送設備の電源を落としても、一般の校内放送を使用できるようにする必要が生じました。また、職員室設置の校内放送リモコンマイクが故障し使用できない状態であったため、災害時等に職員室より放送ができるように修繕する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿より、電気通信の工種登録がされており、迅速に対応できる業者を選定しました。

9 所管課

霧が丘義務教育学校（前期課程）